

第13回 鶴岡市地域住宅協議会

- 日時:令和6年3月25日(月)13:30～
- 場所:鶴岡市役所 別棟 2号館 21・22・23号会議室
- 参加者:別添名簿参照

次 第

1. 委嘱状交付
2. 開 会
3. 挨拶
4. 会長及び副会長の選任について
5. 報 告
 - (1)令和5年度 鶴岡市住生活基本計画に基づく施策報告 【資料1】

 - (2)令和6年度 住生活基本計画事業の主要業務(案)について 【資料2】
6. 協 議
 - (1)令和5年度事業に関する評価・ご意見

 - (2)令和6年度以降事業に対するご意見・ご要望

 - (3)市民アンケート(案)について 【資料3】
7. そ の 他
 - (1)住生活基本計画の改定スケジュールについて 【資料4】
 - (2)山形県パートナーシップ宣誓制度の運用開始に伴う市営住宅入居時等の親族の取扱いについて 【資料5】
8. 閉 会

鶴岡市 地域住宅協議会 委員名簿

■ 委員

NO	所 属	職 名	氏 名	備考
1	株式会社 設計計画高谷時彦事務所	代表取締役	高谷 時彦	
2	鶴岡市町内会連合会	理事	高橋 修二	
3	櫛引区長会	理事	伊藤 忠	
4	朝日地域自治会連絡協議会	副会長	亀井 栄一	
5	温海地域自治会長会	会長	五十嵐 收一	
6	一般社団法人山形県建設業協会鶴岡支部	支部長	五十嵐 久廣	
7	一般社団法人山形県建築士会鶴岡田川支部	支部長	石井 徹	
8	公益社団法人山形県宅地建物取引業協会	副地区長	阿部 俊夫	
9	田川建設労働組合	執行委員長	和田 吉和	
10	社会福祉法人鶴岡市社会福祉協議会	<small>事務局次長兼鶴岡福祉センター長</small>	渡邊 健	
11	株式会社Nao空間設計	代表取締役	栗本 直美	
12	合同会社クオレ	代表社員	三井 圭子	
13	山形県庄内総合支庁建設部	建築課長	成瀬 智也	

■ 事務局

NO	所 属	職 名	氏名	備考
1	建 設 部	部長	坂井 正則	
2	環 境 課	課長	藤澤 実	
3	都市計画課	課長	五十嵐 泰彦	
4		専門員	高嶋 伸	
5	建 築 課	課長	富樫 武也	
6		課長補佐 兼建築指導主査	佐藤 友泰	
9		住宅支援係長	小池 克彦	
10		専門員	佐藤 武志	
		主事	佐藤 大也	
11		主事	前田 和輝	

住生活基本計画で掲げる成果指標

基本方針	基本目標	基本施策	成果指標	計画書成果指数			現在値	目標値に届かなかった理由や大幅に異なった理由など
				計画当初	目標値			
				R1	R5	R10	R5(見込)	
1.誰でも安心して暮らせる高齢者、障害者等にやさしい住宅セーフティネットの住まいづくり	民間の空きストックを活用した暮らしのセーフティネットづくり	空き家と空きアパート等を活用した民間賃貸住宅活用型住宅セーフティネットの整備支援	① 住宅確保要配慮者向け登録住宅戸数	24戸	47戸	70戸	888戸	大手企業の全国的な登録数により登録件数が大幅増。 ※総合計画中間見直しで1,160戸に変更予定としており、次年度の計画見直しで目標値を上方修正予定。
	高齢者・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備	一般住宅のバリアフリー化の推進と支援	② 一般住宅のバリアフリー化率の向上	20.20% 6,460戸	23.60% 7,532戸	26.00% 8,300戸	25.8% 9,162戸	新築住宅が室内段差がない住宅が一般的になってきたことや市リフォーム補助によりバリアフリー化が進んでいる。 ※新築住宅件数及び市リフォーム補助実績による推計値
2.空き家の有効活用と適正管理による安全・安心な住まいづくり	空き家、空き地、狭あい道路を一体的に整備する住環境づくりの推進	市街地再編事業(ランド・バンク事業)の推進・支援	③ 空き家・狭あい道路との一体的住環境整備の箇所数	9箇所	21箇所	29箇所	15箇所	ファンド助成により推進してきたが、収益が上がらず基金の残金では目標達成は困難なため、目標値の下方修正予定。
	空き家の有効活用による地域活性化	空き家コンバージョン事業による有効活用	④ 空き家コンバージョン事業実施数	8箇所	14箇所	22箇所	11箇所	大学等の要望により留学生が利用するシェアハウスを多く整備してきたが、近年は整備への需要がなく今後の動向を注視していく。
		空き家・空き地を活用した中心市街地への居住促進	⑤ 中心市街地居住促進事業による解体数	4箇所	11箇所	19箇所	8箇所	R5年度から市所有不良住宅の解体が国庫補助対象外になったため、制度設計を見直して目標値を検討予定。
3.市街地、農漁村集落地、中山間地のそれぞれの特性を生かした住み続けられる住まいづくり	家族や地域コミュニティが支え合う住環境づくり	コミュニティを核とした地域ごとの居住環境整備計画の策定	⑥ 地域別住宅着工件数の予想値	334件	338件	343件	288件	コロナ禍以降、工事費単価の高騰により新築住宅の着工戸数が全国的にも落ち込んでいるため。
	出羽三山や城下町の歴史、文化、景観に配慮した住環境の保全と活用の支援	出羽三山などの歴史資源、観光資源と共存してきた住まい文化の継承	⑦ 「現在の住まい」に関する満足度	46.2% (2017)	48.20%	50.20%	—	R6アンケート実施予定
			⑦ 「周辺の住環境」に関する満足度	40.7% (2017)	42.80%	44.90%	—	R6アンケート実施予定
4.環境に配慮した、災害に強い住まいづくり	地域産材を活用した地元大工・工務店による「つるおか住宅」の活性化	在来工法による木造住宅の職人技能者の育成	⑧ 登録職人技術者数(田川建設労働組合の職種別人数)	1,717人 (2018)	1,650人	1,600人	1,402人	高齢により職人を辞める人が多いのに対し、新規に加入する人が少なく、想定以上に減少が進んだ。
	地域産材を住宅産業に活用し森林資源が循環する地域づくり	地域産木材を活用した住宅リフォームの推進	⑨ リフォーム工事における地域産木材使用量	183㎡ (2018)	233㎡	298㎡	78㎡	要件工事である鶴岡産材を使用した工事の件数が減っているため。
	再生可能エネルギーを活用したエコ住宅の普及、促進と既存住宅の省エネ改修の推進	住宅リフォームに合わせた既存住宅の省エネ改修の推進	⑩ 二重サッシの住宅割合	16.00%	20.00%	25.00%	25.4%	住宅の省エネ化が進み、複層ガラスが標準的に採用されてきていることや市リフォームも補助による断熱化により想定より伸びている。 ※新築住宅件数及び市リフォーム補助実績による推計値
	災害に強い安全・安心住宅の整備促進	木造住宅耐震改修の促進	⑪ 木造住宅耐震化率	74.9% (2018)	80.00%	95% (全国計画)	81.5%	近年の耐震改修工事の実施件数は少ないが、古い住宅の解体と新築住宅の増加により、毎年、0.3%~0.5%上昇している。
	高品質・高性能な安心住宅 長期優良住宅の建設推進	市内住宅建設業者による住宅性能表示制度の普及と長期優良住宅の建設促進	⑫ 地元木造住宅に占める長期優良住宅の割合(規格住宅を除く)	4.2% (2017)	10%	15%	6.8%	地元で長期優良住宅を建築できる業者は3社程度であり、同業者が建築した長期優良住宅の件数が少なかったため。

鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	住宅セーフティネット事業(市営住宅新営改良事業)
----	-------	-----	--------------------------

基本方針	1 「誰でも安心して暮らせる高齢者、障害者等にやさしい住宅セーフティネットの住まいづくり」(住宅セーフティネット)		
基本目標	② 市営住宅の長寿命化利用とストック有効活用	基本施策	1 市営住宅の長寿命化に向けた計画的改善と修繕事業
			2 市営住宅の高齢者向けバリアフリー住戸改修

事業概要

市営住宅の長寿命化対策として、既存住宅の老朽化対策、機能の維持を図るために、建物及び給・排水設備の改修や、入居者が安全に生活できるように低層階を中心に住戸内のバリアフリー改修や浴室改修等を実施するもの。

事業内容

1. 東部住宅バリアフリー化改修工事(1戸) 工事費:4,026千円
入居希望が多い1階住戸について、住戸内の段差が大きいことから住戸内のバリアフリー化を行い、あわせて衛生設備の改修を行う。
2. 東部住宅浴室改修工事(各1戸) 工事費3,146千円(工事中)
入居希望が多い1階住戸について、高齢者等が安全に使用できる給湯器を設置し、あわせて浴室の老朽化部分の改修を行う。

今年度の成果

住戸内のバリアフリー化、浴室改修の実施により、1階住戸を必要とする高齢・障害者等が安全に安心して生活できる住環境を整備した。

鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	住宅セーフティネット事業(空家を活用した住宅セーフティネット事業)
----	-------	-----	-----------------------------------

基本方針	1「誰でも安心して暮らせる高齢者、障害者等にやさしい住宅セーフティネットの住まいづくり」(住宅セーフティネット)		
基本目標	③民間の空きストックを活用した暮らしのセーフティネットづくり	基本施策	1 空き家と空きアパート等を活用した民間賃貸住宅活用型住宅セーフティネットの整備支援
			3 居住支援事業の推進

事業概要

住宅セーフティネット法(『住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律』)に基づく『鶴岡市居住支援協議会』を組織し、高齢者・障害者・母子世帯等の民間賃貸物件への円滑居住をサポートするとともに、空き家等を利用した民間ストックの整備・推進を図る。

事業内容

1. 鶴岡市居住支援協議会

H26.3.24設立。県宅建協会鶴岡、民協連合会、障害者相談支援センター、市社協及び行政で構成。(福祉課、長寿介護課、子育て推進課、建築課、都市計画課、地域包括ケア推進室) 会議は年1回開催。

2. 要支援者への情報提供(セーフティネット住宅紹介事業)

民間賃貸入居に際し、支援が必要な高齢者、障害者等へ宅建協会を通じ物件情報を紹介した。

【事業実績】

	依頼件数	紹介件数		紹介物件数	成約件数	
R5	34	17	50.0%	36	3	8.8%
R4	30	22	73.3%	45	5	16.7%
増減	4	▲5	-23.3%	▲9	▲2	-7.8%

依頼件数は若干の増となっているが、希望エリアの指定が多かったことにより紹介件数が減少している。

3. 新たな住宅セーフティネット制度の推進と住宅確保要配慮者向け登録住宅の増加に向けた取り組み。H29年度から開始された「新たな住宅セーフティネット制度」により、住宅確保要配慮者向け登録住宅制度が開始されている。

登録は山形県に各物件所有者が申請して行うこととなり、鶴岡市では現在888戸が登録されている。あわせて登録住宅の改修に対する補助(最大工事費の2/3、上限100万円(耐震改修、間取り変更を伴う場合は200万円、補助内訳:国1/2、県1/4、市1/4)、及び低所得者の入居に際し家賃及び債務保証料の低廉化を行う場合、本来家賃との差額分の補助をR元年度から実施している(補助内訳:国1/2、市1/2)

【事業実績】

年度	登録住宅累計	改修費補助		家賃低廉化補助		保証料低廉化補助	
		部屋数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
R4まで	885	9	14,341	18	5,986	6	123
R5	3	0	0	7	2,602	0	0
計	888	9	14,341	25	8,588	6	123

[金額:千円]

目標値

R1年度(当初)		24戸
R5年度(実績見込)	住宅確保要配慮者向け登録住宅戸数	888戸
R5年度(目標)		47戸
R10年度(目標)		70戸

今年度成果

居住支援協議会の主事業であるセーフティネット住宅紹介事業では、紹介依頼件数は年度によって変動があるが、紹介件数については率にして前年比29.2%減、成約件数について7.8%減となっている。

H30年度から開始された住宅確保要配慮者向け登録住宅制度では、新たに3戸が登録され、登録住宅について国・県の補助を活用しつつ、7世帯の家賃低廉化補助を行った。

鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	鶴岡市空き家対策事業(空き家有効活用支援事業)
----	-------	-----	-------------------------

基本方針	2「空き家の有効活用と適正管理による安心・安全な住まいづくり」(空き家対策)		
基本目標	① 空き家、空き地、狭あい道路を一体的に整備する住環境づくりの推進	基本施策	1 ランドバンク事業(小規模連鎖型区画再編事業)の推進・支援
	③ 空き家の有効活用による地域活性化		2 空き家コンバージョン事業による有効活用 2 不良住宅を除却して住宅用地を供給し中心市街地への居住促進

事業概要

住環境づくりの推進及び空き家の有効活用を図る事業又は空き家相談会の開催等について、NPO法人つるおかランド・バンクと連携して実施し空き家解消の施策に努めた。
また、鶴岡市中心市街地居住促進事業にて不良住宅を除却して住宅用地を供給し、中心市街地への居住促進に務めた。

事業内容

【鶴岡市中心市街地居住促進事業】

中心市街地にある老朽危険空き家などの一定の要件を満たす空き家を寄付行為により取得。建物解体後の土地を居住促進基金の財産とし、まちなか居住希望の若者・市外からの移住者等に住宅用地として提供することにより、まちなか居住の促進と良好な住環境整備の促進を図る。令和5年度は、除却して住宅用地1件(陽光町)を販売開始した。また、相続財産清算人制度を活用して寄付受けした所有者不在の不良住宅1件(新形町)の解体を実施した。



陽光町の販促チラシ

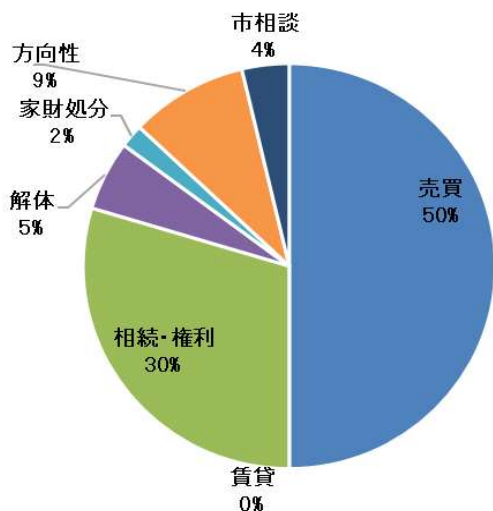


新形町の解体前写真

【空き家相談会の実施】

6月、8月、11月にNPO法人つるおかランド・バンク及び構成団体の協力を得て、空き家相談会を共催。6月は22組、8月は16組、11月は16組、計54組の相談を受けた。相談内容は、売買の相談が最も多く、続いて、相続や今後の方向性についての相談が多かった。

令和5年度 相談内容別割合



【NPO法人つるおかランド・バンクによる事業】(令和5年4月～9月末現在)

- ①ランドバンク事業 相談件数:161件
- ②空き家バンク事業 186件登録(紹介可能物件数)(令和5年度登録35件、成約件数16件)
- ③空き家管理受託事業 受託件数:30件
- ④空き家コンバージョン(用途転換)実績なし
- ⑤空き家解体 相談件数:10件 成約:3件

目標値

当初(H29年度)		9箇所
R5年度(実績見込)	空き家・狭あい道路と の一体的住環境整備 の個所数	15箇所
R5年度(計画)		21箇所
R10年度		29箇所

当初(H29年度)		8箇所
R5年度(実績見込)	空き家コンバージョン事 業実施数	11箇所
R5年度(計画)		14箇所
R10年度		22箇所

当初(H29年度)		4箇所
R5年度(実績見込)	中心市街地居住促進 事業による解体数	8箇所
R5年度(計画)		11箇所
R10年度		19箇所

今年度成果

- ・「空き家・狭あい道路との一体的住環境整備の個所数」は、実績15箇所(計画21箇所) 達成率71.4%
 - ・「空き家コンバージョン事業実施数」は、実績11箇所(計画14箇所) 達成率78.6%
 - ・「中心市街地居住促進事業による解体数」は、実績8箇所(計画11箇所) 達成率72.7%
- 現在4箇所販売中

鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	鶴岡市地域住宅リフォーム支援事業	
基本方針	1.「誰でも安心して暮らせる高齢者、障害者等にやさしい住宅セーフティネットの住まいづくり」(住宅セーフティネット)			
基本目標	④高齢者・子育て世帯が暮らしやすい住環境の整備	基本施策	3 一般住宅のバリアフリー化の推進と支援	
基本方針	2.「空き家の有効活用と適正管理による安心・安全な住まいづくり」(空き家対策)			
基本目標	③ 空き家の有効活用による地域活性化	基本施策	3 ライフステージの変化に対応した空き家を活用した住み替え支援策の促進	
基本方針	4.環境に配慮した、災害に強い住まいづくり(再生可能エネルギー、地域資源活用、防災対策)			
基本目標	② 地域産材を住宅産業に活用し森林資源が循環する地域づくり	基本施策	1 地域産木材を活用した住宅リフォームの推進	
	③ 再生可能エネルギーを活用したエコ住宅の普及、促進と既存住宅の省エネ改修の推進		2 住宅リフォームに合わせた既存住宅の省エネ改修の推進	
	⑤ 高品質・高性能な安心住宅 長期優良住宅の建設推進		2 一般住宅リフォームの促進	

事業概要

住宅のリフォーム工事の際に、要件工事となっている新型コロナ対策、減災・部分補強、寒さ対策・断熱化、バリアフリー化、克雪化、鶴岡産木材利用を含む、30万円以上の工事を行う場合、建築主に対して補助金を交付している。

申請する世帯の種類によって補助率、上限額が異なり、内容に応じて加算額も設定されている。また、市外からの移住者でかつ空き家を活用する場合は、特別枠として工事費の20%、上限200万円の補助金交付を行っており、移住定住対策、地域住宅の質の向上、地元住宅関連産業の振興、地域経済活性化等が図られる。

事業内容

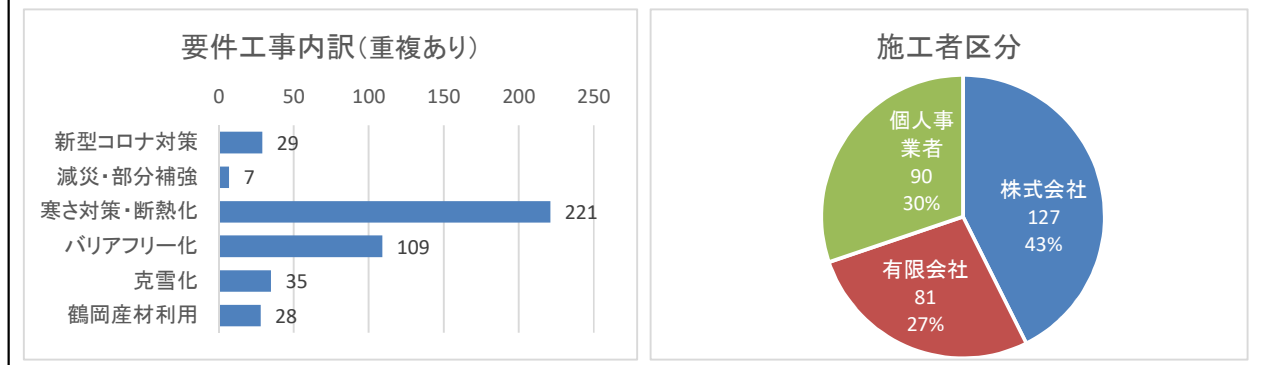
【移住・新婚・子育て世帯】
基本補助額：工事費の20% 上限30万円
【上記以外の一般世帯】
基本補助額：工事費の10% 上限20万円
加算項目：鶴岡産材1.5㎡以上または仕上0.3㎡以上使用、福祉世帯、空き家活用(共通)
工事費の5% 上限10万円
【特別枠】
補助額：工事費の一律20% 上限200万円

目標値

R1年度(当初)		183㎡
R5年度(実績見込)	地域産材を住宅産業に活用し森林資源が循環する地域づくり(リフォーム補助事業で鶴岡産木材使用量)	78㎡
R5年度(目標)		233㎡
R10年度(目標)		298㎡

今年度成果

全体リフォーム補助件数 298件、補助対象工事費総額 9億5千224万円(うち、鶴岡産木材使用による加算24件 使用地場産木材量78㎡)であり、地域の住宅関連産業の振興、活性化に繋がった。



鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	つるおか住宅活性化ネットワーク事業
----	-------	-----	-------------------

基本方針	4.環境に配慮した、災害に強い住まいづくり(再生可能エネルギー、地域資源活用、防災対策)		
基本目標	① 地域産材を活用した地元大工・工務店による「つるおか住宅」の活性化	基本施策	1 つるおか住宅の補助の継続と鶴岡産木材の利用促進
			2 在来工法による木造住宅の職人技能者の育成

事業概要

市内の建築関係者や鶴岡産木材をはじめ、地域が有する人、物、自然、環境などの資源を活用した住宅建設を促進することにより、地域循環型の住宅関連産業の振興と良好な住環境形成を図ります。

事業内容

令和4年度まで実施していた「若者世帯新築支援事業」に代わり、今年度からは「鶴岡産材普及促進事業」として鶴岡産木材を使用した『つるおか住宅』を建築した場合に木材購入費用の一部を支援する事業となり、基本補助額は、1戸当たり15万円＋価格高騰緊急対策加算5万円(令和5年度限り。)、さらに移住・新婚・子育て世帯のいずれかに該当する場合には＋5万円(8戸分)、最大25万円の補助を行っています。

また、大工等の技術技能者の育成を図るため、技能検定試験の受験費用(1人上限1万円)を支援
 ※「つるおか住宅」:地域の風土を考慮し、地場産木材で地元設計者、施工者で建てられた住宅

〈鶴岡産材普及促進事業〉

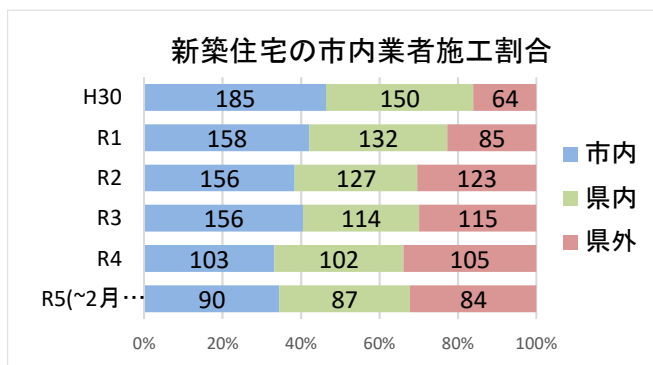
- 要件
- 延べ床面積1㎡につき、0.1㎡を乗じた数量の80%以上の鶴岡産木材を使うこと
 - ネットワークが指定する市内事業者が設計・施工すること
 - 完成見学会を実施し、ネットワークが作成する販促カタログに掲載すること など

〈技能検定受験費補助事業〉

- 対象 ○職業能力開発促進法に基づいた「技能検定」の実技及び学科受験手数料

※田川建設労働組合の職種別人数

職種	2018年	2023年	2028年目標
大工	937人	704人	868人
左官	169人	111人	157人
板金工	112人	96人	104人
塗装工	84人	69人	78人
その他	425人	422人	394人
合計	1,727人	1,402人	1,600人



目標値

R1年度(当初)		1,717人
R5年度(実績)	地域産材を活用した地元大工・工務店による「つるおか住宅」の活性化(登録職人技術者数)	1,402人
R5年度(目標)		1,650人
R10年度(目標)		1,600人

今年度成果

「鶴岡産材普及促進事業」では、15件の募集枠に対して、14件の新築住宅への補助を行いました。(総額320万円)

「技能検定受験費補助事業」については、建築板金の1件へ補助を行いました。

新築住宅の市内業者による施工については、大手ハウスメーカーのほか、資金力ある県内の中堅工務店等が件数を伸ばし、市内業者のシェアが低下しているため、コミュニティ紙とウェブを連動させた広報活動により、つるおか住宅の周知を図り、地元工務店の受注拡大を目指します。

鶴岡市住生活基本計画 事業報告書

年度	令和5年度	事業名	鶴岡市木造住宅耐震工事助成事業
----	-------	-----	-----------------

基本方針	4.環境に配慮した、災害に強い住まいづくり(再生可能エネルギー、地域資源活用、防災対策)		
基本目標	④ 災害に強い安全・安心住宅の整備促進	基本施策	1 木造住宅耐震改修の促進

事業概要

木造住宅耐震診断の結果、耐震性が不足しているとされた木造住宅について耐震補強工事を行う際、建築主に対して工事費用の助成を行い、地域の安心・安全なまちづくりを図る。

事業内容

■ 木造住宅耐震診断事業

- ・対象住宅:旧耐震基準(昭和56年5月31日まで着工)の木造戸建て住宅
- ・補助条件:鶴岡市に登録した木造住宅耐震診断士が診断業務を行う
- ・診断費:13万円/戸(内、9割補助 自己負担額 1万3千円)
- ・募集件数:10戸 (申請実績:2戸)
- ・予算額:1,170千円 (執行額:234千円)
- ・診断結果:構造評点(平均)0.54
- ・耐震補強概算経費:工事費(平均)4,400千円

【構造評点】

- 1.0以上1.5未満:一応倒壊しない
- 0.7以上1.0未満:倒壊する可能性がある
- 0.7未満:倒壊する可能性が高い

■ 木造住宅耐震改修事業

- ・対象住宅:旧耐震基準(昭和56年5月31日まで着工)の木造戸建て住宅で、評点1.0未満のもの
- ・補助条件:鶴岡市内に本店を置く法人または個人事業者と工事契約を行い耐震工事を行う

改修後評点1.0以上

- ・補助内容:耐震補強にかかる工事費の1/3(上限60万円/戸)
- ・募集件数:5戸 (実績:0戸)
- ・予算額:3,000千円 (執行額:0千円)



目標値

R1年度(当初)		74.9%(推計値)
R5年度(R5.12末現在)	災害に強い安全・安心住宅の整備促進(木造住宅耐震化率)	81.47%(推計値)
R5年度(目標)		80%
R10年度(目標)		95%

今年度成果

広報誌、ホームページによる掲載により周知活動を行い、また年間を通して市建築課内での住宅耐震相談窓口実施により、耐震診断事業2件を実施し地震災害に強い安心・安全なまちづくりに繋げた。

令和6年度 住生活基本計画事業 主要業務

種別	事業	事業所管
(1)住宅セーフティネット事業		
市営住宅新営改良事業		
	市営ちわら住宅給水設備改修工事 建設から約25年が経過しているちわら住宅について、給水管の更新にあわせ、給水方式を受水槽(ポンプ圧送)方式から直接各戸へ配水する方式(直接増圧)へ変更をする改修工事を行う。	建築課
空き家民間住宅活用型住宅セーフティネット事業		
	鶴岡市居住支援協議会によるセーフティネットの構築 高齢者・障害者世帯等の住宅確保要支援者のために、福祉と住宅が連携した居住支援協議会を組織し、民間住宅を活用した住宅セーフティネットを構築する。 物件紹介事業、セーフティネット登録住宅への支援(改修費補助、家賃・債務保証料低廉化補助)	建築課
(2)空き家有効活用支援事業		
有効活用	ランドバンク事業(中心市街地及び沿岸住宅地) 密集住宅地の小規模連鎖型区画再編事業のほか、空き家バンク、空き家管理受託、空き家コンバージョン事業。 空き家コーディネーター活動支援(市補助金)、所有者不明土地等対策事業費補助金(国補助金)	NPO法人 (都市計画課)
	中心市街地居住促進事業 中心市街地の不良住宅を寄付採納して除却工事を発注する。 移住希望者等への住宅用地販売業務等を山形県住宅供給公社に委託する。	都市計画課
	空き家相談会 NPO法人つるおかランド・バンクとの共催で、6月、8月、11月に実施を予定。	NPO法人 都市計画課
適正管理	空家等審議会 「市空家条例」の規定により設置される審議会の開催	環境課
	空き家対策委託事業 「市空家条例」の規定に基づき、応急措置、代執行に対応するための補修、解体委託及び豪雪による空き家倒壊に対策のための雪下ろし委託等	環境課
	老朽危険空き家解体補助 市内に存在する老朽危険空き家を所有者等が解体する費用の一部に補助金を交付する。	環境課
(3)地域住宅活性化支援事業		
	鶴岡市住宅リフォーム支援事業(中古住宅リフォーム助成事業) リフォーム工事費の助成により地元住宅関連産業の振興と地域住宅の質の向上を図る。また、中古住宅を取得しリフォームを行う場合に市単独の嵩上げ補助を行い、空き家の発生抑制につなげる	建築課
	つるおか住宅活性化ネットワーク 地域住宅の活性化を目指す地元の住宅関連業界により組織された「つるおか住宅活性化ネットワーク」の活動支援を行う。	建築課

R6 年度鶴岡市住生活基本計画市民アンケート調査概要(案)

1 実施主体	鶴岡市建設部 建築課
2 実施目的	住生活に関する現時点での意識、実態、動向について調査を行い、前回アンケートとの比較による経年変化の状況を把握することにより、住生活基本計画の事業評価や、今後の施策の検討や事業推進のための基礎データとする。
3 対象者	R6.4.1 時点で20歳以上の鶴岡市民 2,000名
4 抽出方法	住民基本台帳より無作為抽出
5 アンケート方法	郵送によるアンケート調査
6 実施期間	発 送:令和6年5月1日 締 切 り:令和6年5月24日 集 計:令和6年6月
7 アンケート項目	<p>①世帯について (世帯構成、高齢者との同居等) 2問</p> <p>②住まいについて(住まいの区分、構成、規模、満足度等) 13問</p> <p>③将来の居住動向について(居住予定、その理由、希望住宅の形態) 3問</p> <p>④新築・増改築の計画について(計画の有無、予算、選考基準等) 6問</p> <p>⑤近隣関係について(近隣との関係、町内会活動への参加) 3問</p> <p>⑥住宅の地震対策について(耐震性の認識、耐震改修の予定) 2問</p> <p>⑦市の住宅施策について(認知度、施策の評価、要望) 3問</p>
8 結果の公表	建築課ホームページ、及び R6 年度改定予定の「鶴岡市住生活基本計画」の資料として公表。

令和6年 鶴岡市住生活基本計画市民アンケートのお願い

1. はじめに

①調査の目的

住生活に関する意識、実態、動向について調査を行い、今後の本市住宅施策の検討や事業推進のための基礎データを収集することを目的としています。

②調査対象者

令和6年4月1日時点で鶴岡にお住まいで20歳以上の方の中から無作為で抽出しております
※無作為抽出のため土地・建物の所有者や世帯主以外の方にもお送りしています。

2. アンケートの記入について

①他の方が所有する住宅にお住いの場合

建物状況などについては内容を聞き取りのうえ記入いただくようお願いします。また、将来計画などの質問についてはご自身の立場で記入してください。

②賃貸物件（アパートや貸家、マンション）にお住いの場合

『2. 現在の住まい』の質問については現在賃貸されている物件について、わかる範囲でお答えください。

③記入に要する時間

おおよそ30分程度です

④その他

記入方法についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<お問合せ先> 平日：8:30～17:15

鶴岡市建設部建築課 住宅支援係（担当：小池、前田、佐藤）

TEL：0235-35-1428（直通） FAX：0235-25-2131

E-mail kenchiku@city.tsuruoka.yamagata.jp

3. アンケートの提出について

5月24日（金）まで、同封の返信用封筒にて返信をお願い致します。

令和6年 鶴岡市住生活基本計画市民アンケート

1 世帯についてお聞きします

地区名 <small>(該当する番号に○)</small>	1 鶴岡 2 藤島 3 羽黒 4 櫛引 5 朝日 6 温海						町内会名	
性別	男・女	年齢	歳	※お住まいの町内会名を記入ください				
職業	1 会社員 2 会社役員 3 契約社員 4 公務員 5 自営業 6 農林漁業 7 パート・アルバイト 8 無職 9 学生 10 その他 ()							
家族構成	世帯人数	名	世代数	世代				
	世帯構成 <small>(該当する番号に○)</small>	1 夫婦のみ(1世代) 2 夫婦と子供(2世代) 3 夫婦と子供と親(3世代) 4 夫婦と親(2世代) 5 男親又は女親と子供(2世代)			6 兄弟姉妹のみ(1世代) 7 他の親族がいる世帯 8 一人の世帯(1世代) 9 その他の世帯			
	年齢構成 <small>(該当する番号に○)</small>	1 60歳未満 () 名 2 60～64歳 () 名 3 65歳以上 () 名						

(2) 現在、60歳以上の方と同居していない、または60歳以上の方だけで住んでいる場合、60歳以上の親世代との同居や、60歳未満世帯(子・孫世帯)との同居の意向についてお答えください。

- 1 近い将来同居する予定がある
- 2 同居しても良い、または同居したいと考えている
- 3 同居するつもりはない、または、同居することが出来ない

理由：

- 4 同居を検討するような近い親族世帯はない

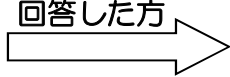
2 住まいについてお聞きします

(1) 現在の居住地と1つ前の居住地について、該当する番号に○印をつけてください。

- 1つ前の居住地

- 1 一つ前の居住地は無い(現在の場所に住んでいる)
- 2 鶴岡市内
- 3 山形県内
- 4 他の都道府県
- 5 その他 ()

2,3,4と
回答した方



以前の住まいの所在地を地番を除き出来るだけ詳しく記入して下さい。

- 1つ前の住居の所有関係

- 1 持家(一戸建て、土地も所有)
- 2 持家(一戸建て、土地は借地)
- 3 持家(自己所有アパート等)
- 4 持家(分譲マンション)
- 5 民営借家(一戸建)
- 6 民営賃貸(アパート、マンション含む)
- 7 国・県・市営の賃貸住宅
- 8 公団・公社の賃貸住宅
- 9 給与住宅(社宅・官公舎等)
- 10 その他 ()

※次のページへ

(2) 現在地への居住開始時期と住宅の所有関係について、該当する番号に○印をつけて下さい。（あなたから見ての続柄です）

- 居住開始時期

1 自分の代	3 祖父母の代
2 親の代	4 先祖代々
- 所有関係

1 持家（一戸建て、土地も所有）	6 民営賃貸（アパート、マンション含む）
2 持家（一戸建て、土地は借地）	7 国・県・市営の賃貸住宅
3 持家（自己所有アパート等）	8 公団・公社の賃貸住宅
4 持家（分譲マンション）	9 給与住宅（社宅・官公舎等）
5 民営借家（一戸建）	10 その他〔 〕

(3) 月額の住宅ローンの支払額（ボーナス払いは月額に加算）、アパート家賃（借地代含む）はいくらですか。該当する番号に○印をつけて下さい。（駐車場代は含みません。増改築のローン払いも記入ください）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 0円（持家含む） | 7 3.0～3.9万円 |
| 2 0.1～0.9万円 | 8 4.0～4.9万円 |
| 3 1.0～1.4万円 | 9 5.0～6.9万円 |
| 4 1.5～1.9万円 | 10 7.0～9.9万円 |
| 5 2.0～2.4万円 | 11 10.0万円以上 |
| 6 2.5～2.9万円 | |

(4) 現在の住まいに住む理由はなんですか。該当する番号に○印をつけて下さい。
(2つまで選択可)

- | | |
|--------------------|---|
| 1 先祖からの土地・家屋だから | 6 家賃が適当だったから |
| 2 家族との同居の為 | 7 商売の都合から |
| 3 通勤・通学の都合から | 8 生活の利便が良いから |
| 4 周辺環境が良いから | 9 その他〔 〕 |
| 5 住宅及び土地価格が適当だったから | |

(5) 現在の住まいの建築年代はいつ頃ですか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | | |
|-------------|--------------|---------------|
| 1 昭和25年以前 | 8 昭和56年～60年 | 15 平成27年～令和元年 |
| 2 昭和26年～30年 | 9 昭和61年～平成元年 | 16 令和2年 |
| 3 昭和31年～35年 | 10 平成2年～6年 | 17 令和3年 |
| 4 昭和36年～40年 | 11 平成7年～11年 | 18 令和4年 |
| 5 昭和41年～45年 | 12 平成12年～16年 | 19 令和5年 |
| 6 昭和46年～50年 | 13 平成17年～21年 | 20 令和6年 |
| 7 昭和51年～55年 | 14 平成22年～26年 | |

(6) 現在の住まいの部屋数を記入して下さい。（台所、風呂、便所、洗面、収納は含まず）また、台所・風呂・便所の有無、便所の洗浄方式について該当する項目に○印をつけて下さい。（リビングダイニング（LDK）は1室で数えてください）
マンション・アパートの場合はご自身の部屋について記入して下さい。

 部屋 〔 台所 有 ・ 無 風呂 有 ・ 無 〕
 〔 便所 有（ 水洗式 ・ 汲取り式 ） ・ 無 〕

(7) 現在の住まいの建物の延べ床面積を記入して下さい。
※延べ床面積とは、建物の各階の床面積を合計した面積のことです。
マンション・アパートの場合は御自身の部屋について記入して下さい。

 坪 (1坪＝約3.3㎡)

- (8) 現在の住まいの土地の敷地面積を記入して下さい。
 ※敷地面積とは、建物が建っている敷地面積のことです。
 ※マンション・アパートの場合は記入不要です。

_____ 坪 (1坪=約3.3㎡)

- (9) 現在の住まいの階数を記入して下さい。

・戸建住宅

_____階建て (地上 階 地下 階)

・マンション・アパート

_____階建ての _____階

- (10) 現在のお住まいに関して、下記項目についての満足度を、該当する番号に○印をつけて下さい。また、4,5を選択した場合は不満に思う理由を記入をして下さい。

広さ・部屋数	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
間取り	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
敷地の広さ	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
痛み具合	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
台所	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
浴室	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
トイレ	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
冷暖房設備	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
日当り・風通し	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
段差の解消や手すりの設置(バリアフリー)	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
安全性(耐震性・耐久性など)	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
駐車スペース	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()
総合的に見て	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満	理由 ()

(11) 現在の住まいの周辺環境や立地条件における以下に関する満足度について、該当する番号に○印をつけて下さい。また、4,5を選択した場合は不満に思う理由を記入をして下さい。

まわりの建て込み状況	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
まわりの道路の幅員	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
上下水道の整備状況	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
通勤・通学の利便性	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
日常の買い物・通院などの利便性	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
災害に対する安全性	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
排水・ゴミなどの衛生環境	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
自然環境	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
公園や遊び場	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
街並みや美観	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				
総合的に見て	1 満足	2 まあ満足	3 普通	4 やや不満	5 不満
	理由 ()				

(12) 持家にお住まいの方のみ回答してください。現在のお住まいを引継いで、将来的に居住される方はいらっしゃいますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- 1 いる
- 2 いない
- 3 現時点では分からない

(13) (12) で2、3と回答した方(いない、分からない)のみ回答してください。

引継ぐ方がいなかった場合、現在のお住まいはどうされますか。該当する番号に○印をつけて下さい。(予定や希望も含めてお答えください)

- 1 子供や孫などの親族から空き家として管理してもらおう(もらいたい)
- 2 誰かに借りてもらおう(もらいたい)
- 3 売却してもらおう(もらいたい)
- 4 解体してもらおう(もらいたい)
- 5 現時点では特に考えていない
- 6 その他

3 将来の居留意向についてお聞きします

(1) 将来の居留意向について、以下の質問に回答して下さい。

イ. 現在の地域に今後も住み続けたいと思いますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1 住み続けたい | 4 他の市町村又は他の都道府県に移転したい |
| 2 環境が整えば住み続けたい | 5 その他 |
| 3 市内の中で別の町へ移転したい | |

ロ. イで1と回答した方のみ回答して下さい。

住み続けたい理由は何ですか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 生活の利便性が良いから | 7 通勤・通学の都合から |
| 2 自然環境、周辺環境が良いから | 8 災害に対する安全から |
| 3 住み慣れた土地だから | 9 持家があるから |
| 4 先祖代々の土地・家屋だから | 10 その他 |
| 5 地域の人情味があるから | |
| 6 教育・文化・医療施設が充実しているから | |

ハ. イで2と回答した方のみ回答して下さい。

住み続けたいと思えるためには何が必要だと思いますか。具体的に記入して下さい。

ニ. イで3,4と回答した方のみ回答して下さい。

移転をしたい理由は何ですか。具体的に記入して下さい。また、希望する移転先があればわかる範囲で記入して下さい。

理由：

移転先：

ホ. イで3,4と回答した方のみ回答して下さい。

移転先ではどのような居住形態を希望しますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| 1 持家（一戸建て、土地も所有） | 7 国・県・市営の賃貸住宅 |
| 2 持家（一戸建て、土地は借地） | 8 公団・公社の賃貸住宅 |
| 3 持家（長屋等） | 9 給与住宅（社宅・官公舎等） |
| 4 持家（分譲マンション） | 10 家事・介護付きなどのマンション |
| 5 民営借家（一戸建） | 11 その他 |
| 6 民営賃貸（長屋建て、マンション含む） | |

(2) 住まいの周辺環境や立地条件を考える上で重要視することは何ですか。該当する番号に○印をつけて下さい。（3つまで選択可）

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1 土地面積 | 8 街の雰囲気 |
| 2 土地価格 | 9 地域の人情味 |
| 3 日当りや騒音などの周辺環境 | 10 親や子供と一緒に住めるところ（同居） |
| 4 駐車場の有無 | 11 親や子供世帯の住まいからの距離（近居） |
| 5 生活の利便性 | 12 友人や知人などの住まいからの距離 |
| 6 子供の教育環境 | 13 その他 |
| 7 自然環境 | |

※次のページへ

(3) 将来、あなたが高齢者となった時について以下の質問に回答して下さい。

イ. 高齢者となった時、どのような居住形態を希望しますか

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 持家戸建 | 6 公団・公社の賃貸住宅 |
| 2 持家（分譲マンション） | 7 家事・介護などのサービス付き高齢者住宅 |
| 3 民営借家（一戸建） | 8 特別養護老人ホームや有料老人ホーム |
| 4 民営賃貸（アパート、マンション含む） | 9 その他 [|
| 5 国・県・市営の賃貸住宅 |] |

ロ. 高齢者となった時、住まいに関して重要視するものは何ですか。（3つまで選択可）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1 室内や外構のバリアフリー化 | 7 子供や孫世代との同居 |
| 2 階層（平屋、低層階であること） | 8 子供や孫世代が近居していること |
| 3 災害対策 | 9 家賃が安いこと（賃貸物件の場合） |
| 4 スーパーや医療機関が近くにあること | 10 その他 [|
| 5 周辺環境が良いこと |] |
| 6 地域のつながりや見守り | |

4 新築・増改築等の計画についてお聞きします

(1) 過去10年以内の新築・増改築等について、該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|-------------|---------------|
| 1 新築した | 4 新築・増改築していない |
| 2 増改築した | |
| 3 中古住宅を取得した | |

(2) 今後(10年以内程度)の新築・増改築等の計画について、該当する番号に○印をつけて下さい

- | | | |
|-------------------|----------------------|----------|
| 1 現在地に新築または増改築したい | } → 現時点で具体的に検討していますか | 1 検討している |
| 2 現在地で増改築したい | | 2 していない |
| 3 他の土地で新築したい | | |
| 4 他の土地で中古住宅を取得したい | | |
| 5 今のところ計画はない | | |

(3) (2)で1、3と回答した方（新築計画のある方）のみ回答してください。

家を新築される場合のおおよその予定金額（建物のみ）を記入ください

万円程度 ※具体的に検討していない場合は希望額を記入してください

(2)で2と回答した方（増築計画のある方）のみ回答してください。

家を増築される場合のおおよその予定金額を記入ください

万円程度 ※具体的に検討していない場合は希望額を記入してください

(2)で4と回答した方（転居計画のある方）のみ回答してください。

建物や土地を購入をする場合のおおよその予定金額を記入ください

万円程度 ※具体的に検討していない場合は希望額を記入してください

※次のページへ

(4) 新築・増改築する場合に重視する項目について、該当する番号に○印をつけて下さい。
(3つまで選択可)

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| 1 価格 | 8 高气密・高断熱 |
| 2 広さ | 9 耐震性・耐久性 |
| 3 外観及び内観のデザイン | 10 健康に配慮した室内環境(シックハウス対策) |
| 4 周辺に対する調和 | 11 環境への配慮(太陽光発電など) |
| 5 家族の状況変化に対応できる間取り | 12 その他 |
| 6 台所・浴室・便所・冷暖房等の設備 | [] |
| 7 段差の解消や手すりの設置 | |

(5) 新築・増改築する場合の問題点について、該当する番号に○印をつけて下さい。
(2つまで選択可)

過去10年以内に新築・増改築した方はその時の問題点について、していない方は現時点で新築・増改築する場合について記入して下さい。

(予定のない方も新築や増改築をする想定で記入してください)

- | | |
|--------------|------------|
| 1 資金不足 | 5 用途や高さの制限 |
| 2 適当な土地がない | 6 問題はない |
| 3 住宅に関する情報不足 | 7 その他 [] |
| 4 敷地が狭い | |

(6) 新築・増改築する場合どこにお願いしますか。該当する番号に○印をつけて下さい。
過去10年以内に新築・増改築した方はその時の依頼先について記入して下さい。

- | | |
|--------------|-----------|
| 1 建築設計事務所 | 5 自分で行う |
| 2 工務店・総合建設会社 | 6 わからない |
| 3 個人経営の大工さん | 7 その他 [] |
| 4 ハウスメーカー | |

5 近隣関係についてお聞きします

(1) ご近所づきあいについて、該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1 近所の人と家を訪ねたり親しくしている | 5 ほとんどない |
| 2 町内会行事などを通じて交流がある | 6 誰が住んでいるかわからない |
| 3 立話をする程度 | 7 その他 [] |
| 4 挨拶程度 | |

(2) 町内会などの行事への参加状況について、どのくらいの頻度で参加していますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|--------------|------------|
| 1 ほとんど参加している | 2 時々参加している |
| 3 参加していない | |

(3) 近隣の空き家について、以下の内容について回答して下さい。

イ. 近隣に空き家はありますか。該当する番号に○印をつけて下さい。

- | | |
|------|------|
| 1 ある | 2 ない |
|------|------|

ロ. イで ある と回答した方のみ回答して下さい。

近隣の空き家から何らかの迷惑を受けていますか。該当する番号に○印をつけて下さい。迷惑を受けていると答えた方には、その内容も記入して下さい。

- | | |
|------------|-------------|
| 1 迷惑を受けている | 2 迷惑を受けていない |
| [内容:] | |

6 住宅の地震対策についてお聞きします

(1) 持ち家にお住まいの方のみ回答してください。現在お住まいの住宅の大地震に対する耐震性について、該当する番号に○印をつけてください。

- 1 耐震性があると思う
- 2 耐震性がないと思う
- 3 耐震性の有無がわからない
- 4 耐震診断により耐震性があることを確認した
- 5 耐震改修工事により耐震性を確保した
- 6 何をしたら良いかわからない ※次のページへ

(2) 持ち家にお住まいの方のみ回答してください。現在お住まいの住宅の耐震性の向上について、該当する番号に○印をつけて下さい。

- 1 耐震診断の実施を検討している
- 2 耐震改修工事を検討している
- 3 公的な助成があれば耐震改修工事を検討する
- 4 耐震性があるので必要ない
- 5 耐震性はないが必要性を感じない

5と回答した方へ。なぜ、そう思いますか？
必要性を感じない理由：



[]

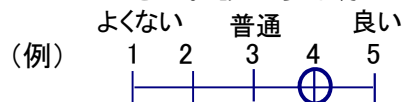
7 市の住宅施策についてお聞きします

(1) 市等が今年度行っている住宅施策、事業について、御存知のものすべての該当する番号に○印をつけて下さい。

- 1 住宅に困窮している方への市営住宅の提供
- 2 住宅の増改築へのリフォーム補助制度（上限20・30万円/件補助）
- 3 つるおか住宅新築支援事業（R5年度: 最大25万円/棟補助、対象:14棟）
- 4 古い住宅の耐震診断、補強計画作成の助成制度（S56以前の一般住宅。個人負担1割、補助9割）
- 5 高齢者、障害者の住宅の増改築への利子補給（借入金利の0.5%分を利子補給）
- 6 セーフティネット登録賃貸住宅へのリフォームや家賃低廉化補助制度
（高齢者や障害者であることを理由に入居を拒まない物件として県に登録した住宅への支援）
- 7 中心市街地居住促進事業（中心市街地の管理不良空き家を取得し、解体して移住希望者等へ販売）
- 8 老朽危険空き家解体補助制度（危険な状態にある空き家の解体費用の一部を助成する制度）
- 9 空き家相談会や住宅相談会
- 10 ランドバンク事業（空き家管理業務、空き家バンク、空き家と狭隘道路の一体的な区画再編事業）

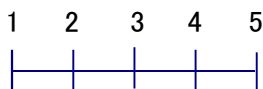
(2) 市等が行っている住宅施策について、5段階で評価してください。該当する線の上に○印をつけてください。（良いが5、よくないが1）

また、その理由を簡単に記入ください。



- 1 住宅の増改築へのリフォーム補助制度（上限20・30万円/件補助）

1・2の場合その理由



[]

※次のページへ

2 つるおか住宅新築支援事業 (R5年度: 最大25万円/棟補助、対象:14棟)

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

3 古い住宅の耐震診断、補強計画作成の助成制度 (S56以前の一般住宅。個人負担1割、補助9割)

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

4 セーフティネット登録賃貸住宅へのリフォームや家賃低廉化補助制度
(高齢者や障害者であることを理由に入居を拒まない物件として県に登録した住宅への補助)

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

5 中心市街地居住促進事業 (中心市街地の管理不良空き家を取得し、解体して移住希望者等へ販売)

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

6 老朽危険空き家解体補助制度 (危険な状態にある空き家の解体費用の一部を助成する制度)

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

7 市産木材を利用し、地元工務店・大工が建築する「つるおか住宅」への支援

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

8 民間と市が連携し、密集住宅地の空き家の寄付を受け、解体、敷地拡幅、狭い道路の拡幅をし、多世帯が同居や近居ができる「ゆとりのある住環境」の整備

1 2 3 4 5 1・2の場合その理由

┌───┬───┬───┬───┬───┐

└───┘

(3) 市の住宅施策等への要望について、該当する番号に○印をつけて下さい。

(3つまで選択可)

- 1 高齢者や障害者が安心して住むことができる低層・バリアフリー住宅の供給をすすめる
- 2 古い木造住宅の耐震診断や改修を支援し安全な住まいづくりをすすめる
- 3 宅地の開発される区域の設定を行う
- 4 安価な宅地を供給する
- 5 公園を整備するなどして、住みよい環境づくりをすすめる
- 6 空き地、空き家対策をすすめる
- 7 込み入った市街地の狭い道路を改良する
- 8 上下水道や道路側溝などの整備をすすめる
- 9 低所得者に対する低廉な家賃の住宅供給をすすめる
- 10 中堅所得者も住むことができる住宅の供給をすすめる
- 11 景観などに配慮した一定のルール作りをすすめる
- 12 住宅に関する総合的な情報提供(宅地・資金・技術など)の場作りをすすめる
- 13 まちづくりについて、市民・建築設計士などが参加できるような機会づくりをすすめる
- 14 その他

アンケートは以上になります。御協力ありがとうございました。



県民の皆様へ

山形県パートナーシップ宣誓制度

のお知らせ

令和6年1月
スタート

交付番号

山形県パートナーシップ宣誓書受領証

山形県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
お二人がパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

【本人】 様 【パートナー】 様

(年 月 日生) (年 月 日生)

年 月 日

山形県知事 ○○ ○○

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（表面）

山形県では、すべての県民が、性別に関わりなく個人として尊重され、社会や地域において個性や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、「山形県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

本制度は、性的マイノリティのカップル（※）が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係であることを宣誓するものです。

※ 双方又はいずれか一方が性的指向（自己の恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向）が必ずしも異性愛のみではない方又は性自認（自己の属する性別についての認識）が出生時の性と異なる方であるカップル

山形県は、お二人が宣誓したことを証明する「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」を交付します。

本制度に関するお問い合わせ先

山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

【電話番号】 023-630-3269

（祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日 8時30分から17時15分まで）

【FAX】 023-632-8238

【メール】 ywakamono@pref.yamagata.jp

制度についての詳細は、下記ホームページからご覧いただけます。

山形県パートナーシップ宣誓制度

検索

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/kurashi/jinken/sankaku/partnership/y2023.html>



宣誓書受領証の裏面

○この受領証の提示を受けた方は、山形県パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
問い合わせ先：山形県 しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課
Tel 023-630-3269

○氏名（通称を使用している場合、戸籍上の氏名）
【本人】 _____ 【パートナー】 _____

○子の氏名
_____ (年 月 日生) _____ (年 月 日生)

○特記事項

○緊急連絡先（この欄の記入は自由です。）
私が急病やけが等で緊急の場合、パートナーへ連絡してください。
パートナー _____ 本人 _____
連絡先 _____ 自筆署名 _____

見本

山形県パートナーシップ宣誓書受領証（裏面）

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の裏面には、以下が記載されています。

- ①宣誓された方が通称を使用している場合の戸籍上の氏名
- ②お二人が未成年のお子様を育てられている場合のお子様の氏名及び生年月日
- ③緊急の場合のパートナーへの連絡先
※この欄への記載は自由となっています。

宣誓書受領証の提示を受けた方へ

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」は、制度を利用する方々がサービスの提供を受けるにあたり、自分たちの関係を示すために使用するものです。

性的マイノリティの当事者が抱える困難の一つとして、本人の同意なく、性的指向や性自認、戸籍上の性別等の情報を暴露されること（アウトティング）があります。

「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の提示を受けた方は、本制度の趣旨を十分にご理解いただき、アウトティングや不当な差別的取扱いを行わない等、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。

山形県の取組み

山形県パートナーシップ宣誓制度は婚姻制度と異なり、法律上の効果は生じませんが、「山形県パートナーシップ宣誓書受領証」の交付を受けた方については、県営住宅の入居申込や、県立病院での面会等において、法律婚の配偶者と同様に取扱うこととしています。

今後も対象となる行政サービスの拡大や、性の多様性に関する周知啓発に取り組んでまいります。

パートナーシップ宣誓制度へのご理解・ご協力をお願いします

性の多様性を尊重する観点から、近年、パートナーシップ宣誓制度の利用者に対し家族同様のサービスを提供する企業や、多様な人材が活躍できる職場環境の整備を進めていく一環として、性的マイノリティの社員に配慮した職場づくりに取り組む企業が出てきています。

県民の皆様におかれましては、制度の趣旨をご理解いただき、性的マイノリティの方々が抱える困難や課題が解消されるよう、本制度へのご理解とご協力をお願いします。